

## 市町村森林整備支援事業実施要領

令和5年4月28日付け5森政第70号 林務部長通知  
令和5年12月8日付け5森政第371号 林務部長通知  
令和6年4月25日付け6森政第44号 林務部長通知  
令和6年12月16日付け6森政第397号 林務部長通知  
令和7年3月31日付け6森政第593号 林務部長通知  
令和8年4月17日付け8森政第41号 林務部長通知

### (趣旨)

第1 この要領は、市町村森林整備支援事業補助金交付要綱（令和5年4月28日付け5森政第69号林務部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (実施要件等)

第2 要綱第3第1項に規定する事業の種類ごとの実施基準等については、別表のとおりとする。

### (事業計画)

第3 要綱第4に規定する事業計画については、市町村森林整備支援事業計画書（様式第1号）によることとする。

2 地域振興局長（以下「局長」という。）は、前項の事業計画の提出があり、内容が適当と認められるときは、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、事業計画の承認を行うものとする。

### (内示)

第4 局長は、第3第2項により同意をする事業に関して、毎年度の予算措置の状況を勘案して、補助事業者に対し、補助金額の内示をするものとする。

### (補助金額)

第5 補助金額を算出するための計算式及び端数処理は、次により行うものとする。

補助対象事業費（千円未満切捨）×補助率＝補助金額（千円未満切捨）

2 事業の実行に要した経費（以下「実行経費」という。）を補助対象事業費とし、次の区分に応じてそれぞれ算出するものとする。なお、対象経費の間接費は別紙1に記載の経費を標準実施単価の39%を上限として計上できるものとする。ただし、市町村独自の基準等により積算する場合は、この限りでない。

(1) 直営により実施する場合

労務費の算出は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に基づくものとする。

(2) 請負に付して実施する場合

次のいずれかの区分により算出するものとし、原則としては、アの区分により補助対象事業費を算出するものとする。ただし、アの区分による算出が困難な場合には、その理由を明確にした上でイの方法により補助対象事業費を算出することができるものとする。

ア 設計によるもの

原則として別途定める標準実施単価を根拠とする。ただし、市町村の定めによる基準等に基づき積算する場合は、この限りでない。

イ 見積りによるもの

現場条件などにより標準実施単価による実施が困難な場合は、2者以上から徴した見積結果のうち、最も低い額により実施する。

(3) 間接補助により実施する場合(要綱別表の2の(1)のイに係る場合に限る。)

間接補助に要した経費(間接補助事業者が補助対象事業費として計上できる経費は、別紙2のとおりとする。)

(補助金の交付)

第6 内示を受けた補助事業者は、市町村森林整備支援事業補助金交付申請書(様式第2号)を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の補助金交付申請書の内容を審査し適当と認める場合は、様式第3号により、補助金の交付を決定するものとする。

(事業実施上の留意事項)

第7 補助事業者は、事業の実施に当たり次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)の適用を受ける森林では、伐採の届出又は許可申請などの手続を適正に行うとともに、市町村森林整備計画の機能区分に適合した施業を実施すること。また、他の法令の適用を受ける場合は、当該法令を遵守すること。
- (2) 所有者の同意を得るほか、事業の実施に当たって周辺の施設利用者や観光客等の安全の確保に万全を期すこと。
- (3) 長野県森林づくり県民税を活用した事業である旨の看板等の設置やマグネットシートの掲示など、事業の普及啓発に努めるとともに、看板等を設置した場合には、善良な管理者の注意をもって管理に努めること。

(補助金変更交付等)

- 第8 補助事業者は、要綱第6第1項第1号に規定する変更（以下「重要な変更」という。）をする必要が生じたときは、市町村森林整備支援事業変更計画書兼補助金変更交付申請書（様式第4-1号）を局長に提出するものとする。なお、重要な変更のうち、補助金額の変更を伴わないものについては、市町村森林整備支援事業計画変更承認申請書（様式第4-2号）を局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項の申請があり、やむを得ないと認めた場合は、補助事業者に変更の承認をするとともに、必要に応じ補助金の変更交付決定（様式第3号）を行うものとする。
- 3 補助事業者は、重要な変更のうち、要綱第6第1項第1号ウに該当し、災害や人身被害に直結する危険性が高く緊急の対応を要する場合には、市町村森林整備支援事業計画変更等事前報告書（様式第5号）を局長に提出するものとし、その後速やかに第1項に規定する手続きを行うものとする。
- 4 局長は、第2項の規定により補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかに林務部長（以下「部長」という。）に報告（様式第6号）するものとする。
- 5 補助事業者は、第1項に規定する重要な変更以外の変更が生じた場合には、市町村森林整備支援事業変更届（兼変更交付申請書）（様式第7号）を局長に提出するものとする。
- 6 局長は、前項の報告により補助金額に変更がある場合は、必要に応じて変更交付決定（様式第3号）を行うとともに、速やかに部長に報告（様式第6号）するものとする。

(交付決定前着手)

- 第9 補助事業者は、第6第2項の補助金の交付決定及び第8第2項の補助金の変更交付決定の前に補助事業に着手することはできない。ただし、第3第1項の事業計画又は第8第1項の事業変更計画書兼補助金変更交付申請書、市町村森林整備支援事業変更事業計画変更承認申請書若しくは第8第3項の市町村森林整備支援事業計画変更等事前報告書が局長に提出された後であって、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の前に補助事業に着手することができる。
- (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けること。
- (2) 他の事業に関連し、交付決定前に着手する必要があること。
- (3) 災害や人身被害に直結する危険性が高く緊急的な対応を要すること。
- 2 補助事業者は、交付決定前着手を必要とするときは、市町村森林整備支援事業（変更）交付決定前着手協議書（様式第8号）を局長に提出するものとする。
- 3 局長は、前項の協議書の提出があり、第1項ただし書に該当し、適当と認めるときは、様式第9号により同意するものとする。

(中止等)

第 10 補助事業者は、要綱第 7 の規定により補助事業の中止若しくは廃止しようとするときは、市町村森林整備支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第 10 号）を、補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、市町村森林整備事業期間延長承認申請書（様式第 11 号）を局長に提出するものとする。ただし、補助事業が予定の期間内に完了しないときであって、重要な変更をする場合は、市町村森林整備支援事業変更計画書兼補助金変更交付申請書（様式第 4—1 号）の提出により代えることができるものとする。

2 局長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、必要に応じ調査及び、内容を審査し、やむを得ないものと認められるとき又は第 6 第 2 項の規定により交付決定した補助金額の変更がない場合は、補助事業者に対し中止等を承認するものとする。

(実績報告)

第 11 補助事業者は、事業が完了したときは、要綱第 9 の規定により市町村森林整備支援事業実績報告書（様式第 12 号）を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の実績報告書の提出があったときは、職員を指定して、現地調査及び次に掲げる書類の調査を行うものとする。

- (1) 予算書及び決算書
- (2) 契約、支払い関係書類
- (3) その他必要と認められる書類

3 局長は前項の調査を行ったときは、市町村森林整備支援事業調査調書（様式第 13 号）を作成するものとする。

4 現地の作業が完了している場合であって、次の(1)～(2)のいずれかに該当し、補助事業者から事前調査依頼書（様式第 13-2 号）の提出があったときは、実績報告の受理前であっても、局長は、第 2 項に規定する現地調査に準じた事前調査を行うものとする。

- (1) 積雪や下方道路の通行止め等により現地確認が困難になると見込まれる場合
- (2) その他、早期に現地確認が必要と認められる場合

5 局長は前項の調査を行ったときは、市町村森林整備支援事業調査調書（様式第 13 号）を作成するものとする。

(補助金の額の確定)

第 12 局長は、第 11 第 2 項の調査の結果に基づき、補助金の額の確定（様式第 14 号）をするものとする。

(補助金の請求)

第 13 要綱第 10 に規定する補助金交付の請求を行おうとするときは、市町村森林整備

支援事業補助金交付（概算払）請求書（様式第15号）を局長に提出するものとする。

- 2 補助金の概算払いの請求は、事業の出来高に対応する補助金相当額の10分の9以内の額とする。

（実施報告）

- 第14 局長は、補助金支払い完了後、市町村森林整備支援事業実施報告書（様式第16号）を事業実施の翌年度の5月10日までに、部長に提出するものとする。

（事業施行地の転換等）

- 第15 補助金受領者は、要綱第6第1項第5号に規定する補助金相当額の返還に該当する場合（以下「転用等」という。）は、市町村森林整備支援事業施行地転用等承認申請書（様式第17号。以下「転用等申請書」という。）に以下の書類を添付し局長に提出すること。

- (1) 転用等経緯書（様式第18号）

- (2) 転用等位置図

承認申請を行う施行地を示した5万分の1の地形図

- (3) 転用等施業図

承認申請を行う施行地と転用等箇所を示した5千分の1の森林計画図

- (4) 実測図及び測量野帳

転用等箇所の測量結果図であって、転用等箇所が1ha未満の場合は1千分の1、1ha以上の場合は3千分の1を基準とする。

- (5) 写真

- (6) 交付決定通知及び交付明細書の写し

- (7) その他局長が指示した書類

- 2 要綱第6第1項第5号の規定にかかわらず、補助金受領者は、事業施行地が公用（国又は地方公共団体が直接使用することを本来の目的とするもの。）若しくは公共用（直接一般住民の共同使用に供することを本来の目的とするもの。）又は天災地変その他やむを得ない事由のため転用等する場合にあっては、補助金相当額の返還の免除について局長に承認を求めることができる。この場合、承認申請は転用等届出書に合わせて行う。

- 3 局長は、1による転用等申請書が提出されたときは、これを審査したうえ、次の書類を添えて部長に協議する。

- (1) 転用等申請書の写

- (2) 転用等経緯調書（様式第19号）

- (3) 補助金返還額計算書（様式第20号）

- (4) 補助金交付申請から完了までの書類

- (5) 補助金交付決定時に適用した要綱及び要領

- 4 部長は、森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領（平成19年8月22日19林整第315号林野庁長官通知。）に準じて諾否を決定し、その結果を局長に通知する。
- 5 局長は、部長の通知に基づき、転用等申請者に次の区分により通知する。
  - (1) 1の転用等申請及び返還通知の場合（様式第21号）
  - (2) 2の転用等申請及び補助金相当額の返還免除通知の場合（様式第22号）
- 6 局長は、前項の規定により通知したときは、当該決定通知の写しを添付して部長に報告する。
- 7 返還期限延長等の申請は次に掲げる区分により、補助金受領者から申請書を局長に提出させて行う。
  - (1) 規則第16条第3項の規定による返還期限延長申請  
市町村森林整備支援事業補助金返還期限延長申請書（様式第23号）
  - (2) 規則第16条第3項の規定による返還請求取消申請  
市町村森林整備支援事業補助金返還請求取消申請書（様式第24号）
  - (3) 規則第17条第7項の規定による加算及び延滞金の免除申請  
市町村森林整備支援事業補助金返還請求に係る加算金（延滞金）免除申請書（様式第25号）

（消費税仕入控除税額の報告）

- 第16 補助事業者は、要領第11第1項の規定により実績報告書（様式第12号）を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、又は、間接補助事業者から補助金に係る消費税仕入額控除税額の返還があった場合には、要綱第11第2項に規定により、消費税仕入控除税額報告書（様式第26号）を局長に提出するものとする。
- 2 局長は、補助事業者から前項に規定による消費税仕入控除税額報告書（様式第17号）の提出があった場合には、速やかに部長に報告するとともに、補助事業者に対して返還命令を行うものとし、補助事業者は、局長による返還命令を受けてその返還額の全額又は一部を返還するものとする。
  - 3 局長は、第1項の規定による消費税仕入控除税額報告書（様式第17号）の提出があった場合及び第2項の規定による返還命令を行った場合は、その旨を部長に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和5年度の事業から適用する。

この要領は、令和6年度の事業から適用する。

この要領は、令和6年12月16日以降に検査する事業から適用する。

この要領は、令和7年度の事業から適用する。

この要領は、令和8年度の事業から適用する。